

教育厚生委員会 行政調査報告書

調査期間 令和元年5月20日(月)～22日(水)

調査場所 沖縄県、沖縄県浦添市

参加者 (委員長) 眞鍋幹雄 (副委員長) 吉原 敦

(委員) 飛鷹裕輔、三宅繁博、谷内 開、篠永誠司、井川 剛

沖縄県(人口1,451,392人 面積2281.14km² 議員定数48人)

調査事項: 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について

《沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について》

- ◇平成18年12月 国連総会での障害者権利条約採択を契機として、市民団体が条例制定に向け活動を開始する。
- ◇平成20年3月 障害のある人もない人もいのちの輝く条例づくりの会である市民団体が条例制定に向け活動を開始する。
- ◇平成23年1月 沖縄県民3万人余りの署名を県知事に提出
(タウンミーティングの開催。パブリックコメントを行う)
- ◇平成25年9月 定例会において条例の提案(文教厚生委員会審議)
- ◇平成25年10月 本会議にて原案可決成立。条例公布・一部施行
- ◇平成26年1月 日本が障害者権利条約採択を締結
- ◇平成26年4月 条例全面施行

前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとっても不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(※1)の実現を目指して、この条例を制定する。 ※1このような社会をインクルーシブ社会という。

◎条例に基づく相談活動等の実施状況について

○相談の仕組み

障がいを理由とする差別の禁止等に関する相談は、県と市町村が連携

- ・市町村 → 差別事例相談員約 120 名前後
☆障がいを理由とする差別等に該当すると思われる事例に関する相談
- ・ 県 → 広域相談専門員 3 名（任命するために条例制定前に一部施行）
☆技術的助言、その他必要な支援

↓ 解決が図られないとき

助言・あっせんの手続き

当事者または家族、保護者、後見人その他の関係者から求めることができる。

↓

知事 助言・あっせんを行うよう求める。

↓

調整委員会 第三者の委員からなる「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」委員 15 名、任期 2 年

↓

知事による勧告 話し合いで解決できなかった事例については、勧告の手続きを進める。勧告に従わない場合は、事業所名の公表などを求める規程を設けているが、実効性がない。勧告自体も行ったことはない。

↓

差別等の解消

○実施状況（受付分）平成 29 年度分

	差別または 不利益	合理的配慮	つらい事 ・嫌な事	意見・要望 ・苦情等	計
県	15	8	15	17	55
市町村	13	13	20	2	48
計	28	21	35	19	103

○条例にかかる予算

- ・ 広域相談専門員 3 名分の人件費や活動費等で年間 800 万円（嘱託職員）
- ・ 条例の普及啓発に関する広報（テレビ、ラジオ等）年間 3,000 万円
→ CM・大型商業施設でのイベント（パンフレット等の配布、疑似体験など）

◎今後の課題等について

- ・ 差別事例相談員や市町村関係機関に対する研修
- ・ 条例への認知度が低いので、県民向けの普及啓発を今後も引き続き行う。
- ・ 離島への対応がうまくできていない（市町村で条例制定しているところがない）。

沖縄県浦添市（人口 114,059 人 面積 19.48 km² 議員定数 27 人）

調査事項：放課後児童クラブについて・放課後子ども教室について

《放課後児童クラブについて》

児童の保護者もしくは法人で組織する 42 カ所の学童クラブが、運営費の補助を受けて放課後児童健全育成事業を実施している。現在の登録児童数は 1,624 名（平成 31 年 3 月末時点）である。公立の放課後児童クラブは無い。

さらには、障がいのある児童に対しては、社会福祉協議会が指定管理者として、「ひまわり学童クラブ」を運営している。

- 運営主体 保護者会が中心の自主運営、法人（NPOや一般社団法人等）
- 対象児童 小学校 1 年生から小学校 6 年生まで
- 開所時間 平 日：午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分
土 曜 日：午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分
長期休暇：午前 8 時 00 分～午後 6 時 30 分
- 運営場所 学校敷地内公的施設（18 カ所）や児童センター
民家や空き店舗（24 カ所）
- 補助内容 子ども子育て支援交付金（補助率 3 分の 1）
1 クラブにつき約 1,000 万円交付（年 4 回払い）
- 保 育 料 1 年生平均 1 万円から 1 万 2 千円程度（各クラブの規定による）
減免制度あり〈月額の基本料の半額、ただし上限 5,000 円〉
（基本料＝保育料＋おやつ代等－保護者会費）

◎ひまわり学童クラブ

- 対象児童 市内在住の障がいを有する小学生であって、原則として保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
- 定 員 数 20 名
- 指定管理者選定方法 プロポーザル方式（3 年に 1 回）
平成 29 年度から平成 31 年度は浦添市社会福祉協議会
指定管理委託料約 1,900 万円（今年度）
- 送 迎 各児童の放課後に合わせて特別支援学校等へ公用車（指定管理者）で迎えには行くが、自宅への送迎は行っていない。

◎今後の課題等について

- ☆保護者☆ 保育料の低減、児童の安全確保、入所できなかった際の問い合わせ
- ☆学校☆ 安全管理区分の明確化（測量やフェンス設置等）、送迎による車両の乗り入れ禁止

《放課後子ども教室について》

放課後や週末等に安全安心な場所で地域の方々の協力のもと、子供たちに学習支援・スポーツ・文化活動・ものづくりなどの体験活動及び交流活動を提供することにより、子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。令和元年度は 23 教室が承認され活動している（そのうち 12 教室が自治会等で実施）。

運営については、基本的には現場のボランティアの方々に任せ、市が必要以上に干渉しな

いようにしている。運営に関しての相談などはコーディネーター・事業担当者ともに積極的に聞き、アドバイスや支援を行っている。

- 運営主体 保護者、地域の大人などのボランティア
- 対象児童 主な対象者は小学生・中学生（幼稚園児や高校生を受け入れしているところもある）
- 活動時間帯 原則として午後7時まで
- 活動場所 小学校及び中学校等の施設。実情に応じて公民館等の社会教育施設、児童館、集会所など
- 参加料 原則、無料
- 補助内容 国・県・市で3分の1ずつ（平成30年度617万5,000円）

（まとめ）

【沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について】

障がい者が住みよい自治を目指して、条例施行後、県に3名、市町村に120名ほどの相談員を配置し、差別事象の解決や終結にあたっており、理念が浸透する中で効果につながっている。制定されたことにより、条例を学びたいという相談員や企業や保育園等による研修参加者が大幅にふえている。さらには、助言や調査・調整機能も発揮されているなど活発な活動がうかがえる。そして、企業からの相談も多くなり成果が上がっているなど県民の思いはインクルーシブ社会の実現に近づいていると感じ、条例の必要性を強く望む視察となった。

【放課後児童クラブについて】

運営においての人員は、学童クラブによって異なるが、支援員が3名、補助員が2名の計5名体制で行っており、現在も人員確保に努めている。各クラブからは広報の折り込みや求人誌・求人サイトへの掲載などさまざまな形で常に募集している。

互助会的要素が強いので、クラブ内での課題が解決しやすいのはすばらしいことであり、地域の課題は地域で解決するという意識も大変重要なことと感じる。本市においても協働による体制づくりなど、地域力向上のため具体的な動きが急務である。

保育料が1万円から1万2,000円ほどであり、本市からすると高いと感じる。だが、本市においては喫緊の課題であるため、昼間家庭にいない保護者にとっては、保育料の問題ではなく、子供たちの安全を考えると児童クラブに預けたいと願っている方もおられる。やはり、保育料や支援員の待遇等、改善は必要であると考えます。

【放課後子ども教室について】

放課後や週末に安全・安心な場所で、地域ボランティアの方々により子供たちが学習支援やスポーツ・文化活動・ものづくりなどを体験し、豊かな心を育む取り組みがなされている。

自治会の有志が積極的に参加し、教室運営、自治会運営ともに活性化につながり、各世代間のつながりの場ともなっている。放課後児童クラブとの違いは、両親が共働きでなくても、居場所づくりを趣旨としているため、それぞれの階層の子供たちを支援できるようになっている。本市においては、このような教室が市内で4教室しかないのも、それぞれの地区が、地域力を上げていき、子供たちが住みよい街になるように、これからも研究・調査していくことが必要である。